

国民年金コーナー

～保険料の納付が困難なときは～

国民年金保険料免除・納付猶予制度を利用しましょう！

国民年金には失業した場合や所得が少ないなど保険料を納めることが経済的に困難な場合に申請により保険料の納付が「免除」または「猶予」(先送り)される制度があります。

この制度を利用することで将来の年金受給権や万一障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

【①免除(全額免除・一部免除)申請】

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が全額または一部免除となります。

なお一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり未納期間となりますので必ず納付してください。

【②納付猶予申請】

50歳未満の方(学生を除く)で本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

●手続き

住民票のある市町村へ「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出してください。(申請書は役場窓口または年金事務所にあります)

●必要な物

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの
- ②認印(本人が署名する場合は不要)
- ③雇用保険受給資格者証の写し、離職票の写し(失業などによる申請の場合のみ)

●受付期間など

平成30年度分(平成30年7月から平成31年6月分までの保険料)の免除などの受け付けは7月2日から開始されます。

また過去の期間についても申請時点から2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

☎ 郡山年金事務所 ☎024-932-3434
町民生活課 ☎72-6933

■免除申請などの所得の基準(前年所得が下表の計算式の金額の範囲内であること)

免除の区分	計算式(前年度の所得)	審査対象
全額免除	(扶養親族などの数+1)×35万円+22万円	本人・配偶者・世帯主
4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	
半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	
4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	
納付猶予	(扶養親族などの数+1)×35万円+22万円	本人・配偶者

■受給資格期間・年金額の違い

年金の種類		納付状況				
		納付	全額免除	一部免除(一部納付)	納付猶予	未納
老齢基礎年金	受給資格期間への算入	○	○	○	○	×
	年金額への反映	○	○	○	×	×
障害・遺族基礎年金受給資格への算入		○	○	○	○	×